

令和 5 年度政策評価の結果（案）

令和 6 年 2 月

北 海 道

令和5年度政策評価の結果

第1	公共事業評価	-----	1
	1	公共事業再評価の実施方針等	
	2	公共事業再評価（追加分）の結果	
第2	公表	-----	2
参考	政策評価制度の概要	-----	3

第1 公共事業評価

1 公共事業再評価の実施方針等

公共事業再評価に当たっては、厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から、「選択と集中」の視点に立った継続事業・地区の点検・検証を行う目的で実施しました。

(追加分となった対象等)

(1) 評価の対象

道が実施する公共事業（国庫補助事業等）のうち、維持管理及び災害復旧等に係る事業を除き、直近の公共事業評価における事業費から10億円以上の増額及び社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた地区

(2) 評価の対象部局

知事（建設部）

(3) 評価の時点

評価は中間評価とし、令和5年12月1日現在の進捗状況に基づき評価を実施しました。

(4) 評価の手法

建設部において一次政策評価を実施するとともに、道政の統一性を確保し又は総合的な推進を図る観点から、総合政策部計画局ほか関係部局で構成する二次政策評価等検討チームにおいて、二次政策評価を実施しました。

なお、評価の客観性及び透明性を向上させる観点から、評価対象である地区について、評価の過程において、専門委員会によるヒアリングなどの調査審議を実施し、その結果を二次政策評価に反映しています。

(5) 評価の視点

① 一次政策評価においては、次の視点で評価を行いました。

ア 事業の進捗状況（事業は順調に進捗しているか）

イ 事業の実施に伴う経済効果等（事業の経済効果等はあるのか）

ウ 事業コスト縮減の取組（事業コスト縮減の取組は十分か）

エ 事業の必要性（当初予定した事業の必要性に変化はないのか）

オ 事業を推進する上での課題（環境上の配慮や地域の動向・意向など事業推進上の課題はないか）

カ 事業の達成見込み（事業達成は見込まれるのか）

② 二次政策評価においては、上記①の評価を行うとともに、一次政策評価結果を踏まえた重点的な点検・検証を行いました。

2 公共事業再評価（追加分）の結果

(1) 一次政策評価

① 対象地区 1地区

（道路改築事業費（地域高規格道路）鷹栖東神楽線）

② 評価結果

評価結果（今後の対処方針）は、表－１のとおりです。

（２）二次政策評価

評価結果（今後の対処方針）は、表－１のとおりです。

[表－１]

今後の対処方針	一次政策評価	二次政策評価	備 考
	地 区 数	地 区 数	
継 続	1	1	

（３）今後の対応

公共事業再評価の結果については、令和６年度以降の予算編成を含めた事業の進め方に適切に反映させることとします。

第２ 公表

政策評価の結果については、この報告書や評価調書などの関係書類を、行政情報センター並びに総合振興局及び振興局の行政情報コーナー等に備え置き、縦覧に供するとともに、北海道のホームページへの掲載や道庁ブログを通じた情報発信など、多くの道民の皆様にご覧いただけるよう、積極的に公表することとしています。

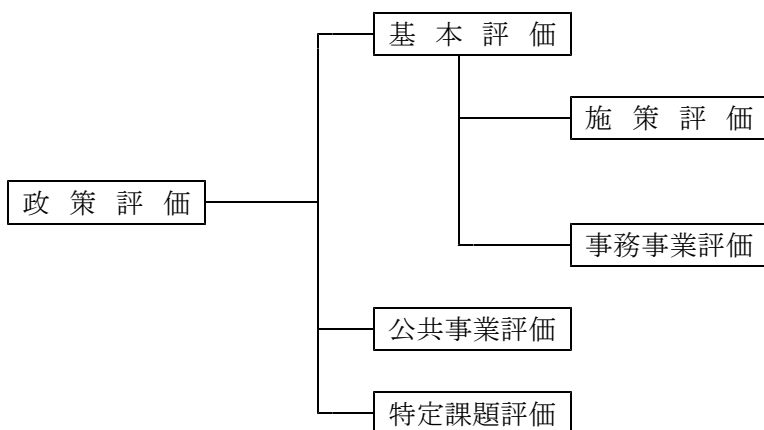
《参考》

政策評価制度の概要

限られた行財政資源を最大限に活用し、政策の合理的な選択と質の向上を図るとともに、道民への説明責任を果たすため、北海道政策評価条例に基づき、政策評価を行っています。

【評価体系】

道の政策評価の体系は、道政全般を網羅する「基本評価（施策評価、事務事業評価）」と、それを補完する「公共事業評価」、「特定課題評価」で構成しています。



【定義】

- ・ 施策：道政において、具体的な行政目的の実現を目標とする方策、対策等であって、複数の事務事業で構成されるもの
- ・ 施策評価：目標の達成状況や緊急性・優先性などの視点から、点検、検証を行うもので、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにするもの
- ・ 事務事業：施策の目的の実現を目標とし、個別の予算や人員等から構成される行政上の活動であって、基礎的な単位となるもの
- ・ 事務事業評価：改善等を要する事務事業について、必要性や効果といった視点とともに、施策の目的の実現に向けた有効性といった視点から点検、検証を行うもので、今後の事務事業の方向性などを明らかにするもの
- ・ 一次政策評価：各部局が所管する施策、事務事業について実施する評価
- ・ 二次政策評価：一次政策評価結果を踏まえ、道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要があると認めるものについて実施する評価